

○長沢復興副大臣 おはようございます。

ただ今より第14回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日の進行を務めさせていただきます復興副大臣の長沢でございます。よろしく願いいたします。

まず、会議の開催に当たり、議長であります今村復興大臣より皆様に御挨拶を申し上げます。

○今村復興大臣 皆様、おはようございます。復興大臣の今村雅弘でございます。

大変寒い毎日が続きますが、皆様方にはお変わりないと察しております。今日は、そういう中で、この協議会、久しぶりでございますが、開催できまして、本当にありがとうございます。また、こうやって準備をしていただいた方々に心から御礼を申し上げます。

さて、もう今年、年が明けまして、国会も始まったわけでありましたが、福島、そして、東北の復興も6年目、3月にはいよいよ7年目に入るということであります。マラソンで言うと大体今30キロ地点ぐらいに入ってくるのかなと、ここが一番勝負所であるわけでありまして、いろいろな課題がありますが、しっかりと取り組んで、更に加速化をしていきたいと思っております。

いろいろな課題があるわけでございますが、インフラストラクチャーの関係は着々と進み、姿を現しつつあります。これからは何といたっても2つの大きな課題。1つは、産業、生業の再生、あるいは生活環境の整備といったこと。まだまだ多くの方が避難生活もしておられますし、そういった方にもしっかりと心を砕いて取り組んでいかなければいけないと思っております。

そして、もう一つは、福島の復旧・復興、再生であります。これはいろいろな問題ともまた関係してくるわけでございますが、全力を挙げて取り組むということで、これからいろいろな予算の関係あるいは新しい法律等も用意してしっかりと取り組んでいく。安倍総理からも頼むぞと強く言われているところであります。

今日は、皆さんよく御存じかと思しますので簡単に申しますが、避難指示解除等の動きでございます。こういったものについても御意見等々もしっかり伺いながら、本当にこれで行けるなという自信を皆さんが持って、更に前に進んでいかれるように進めていきたいと思っております。

福島の関係、先ほど言いましたものに加えて、福島イノベーション・コースト構想、こういったものもできるだけ早く具現化をしていくということ。そして、それが更に全国に波及効果を及ぼして、では、福島に行ってみるか、あそこに工場を作ってみるかということにつながっていくような相乗効果を及ぼすことも考えていきたいと思っております。

そして、あと特に先ほど申しました法律の関係でございますが、帰還困難区域の復興拠点構想、こういったものも、とにかくやれるところから着実にやって、まず足掛かりを作って、そして、もう絶対にこれはやり遂げるのだという思いで取り組んでいきたいと思っております。

今日は、各大臣も来ております。山本環境大臣、少し遅れておりますが、すぐ駆けつけてまいります。せっかくの機会でございますので、皆さん方からも忌憚のない意見をいただいで、ともに前に進んでいこうではありませんか。

今日は一つよろしくお願いを申し上げます。

○長沢復興副大臣 続いて、世耕経済産業大臣より御挨拶申し上げます。

○世耕経済産業大臣 今日は福島復興再生協議会、こういう形で皆さんとお目にかかることができ、大変嬉しく思っております。廃炉・汚染水対策と福島の復興が経済産業省にとって最重要課題であるという思いで、去年8月、就任以来、全力で取り組ませていただいております。この福島にも度々足を運ばせていただいているところであります。

昨年は12月に福島復興基本指針を策定させていただきました。この基本指針の下、関係省庁と連携をしながら、着実に取組を進めてまいりたいと思っております。また、廃炉・汚染水対策、大変御心配をいただいておりますけれども、中長期ロードマップに基づいて、国も前面に立って安全かつ着実に取り組んでまいりたいと思っております。デブリの状況を確認するロボットが入る作業も進み始めておりまして、しっかりと計画どおり進めてまいりたいと思っております。

また、避難指示につきましても、富岡町、浪江町の帰還困難区域以外の区域の解除によって、住民の方々の帰還が可能となるよう、これはあらゆる施策を総動員して取り組んでまいりたいと思っておりますし、避難指示の解除は決してゴールではなくて、本格復興へ向けたスタートだという気持ちをしっかり持ちながら、解除後も国が責任を持って復興に取り組んでまいりたいと思っております。そして、帰還困難区域の復興についても、関係省庁で連携をしながら復興拠点の整備などに全力で取り組んでまいりたいと思っております。

また、事業の再開ですとか生業の再建も非常に重要であります。官民合同チームが今、現地で頑張ってくれております。今後も継続的に活動していくための体制強化あるいは事業者の皆さんのニーズを踏まえた、しっかりとしたきめ細やかな支援の拡充ということにも取り組んでまいりたいと思っております。

また、浜通りにおきます福島イノベーション・コースト構想、これも着実に進めてまいりたいと思っております。ロボットのコンテストを2020年に開催をさせていただくことになっております。いろいろなイノベーションの拠点をここへ呼べるように、経済産業省としてもしっかりと企業誘致等も含めて努力をしてまいりたいと思っております。

また、福島新エネ社会構想についても、再生可能エネルギーあるいはこれから国の方針として目指してまいります水素社会の実現の中核拠点として、この地域をしっかりと整備をする、そのために必要な予算措置も講じてまいりたいと思っております。経済産業省の持てるいろいろな予算あるいは人材、そういったものを福島復興のために全力で投入をして、一日も早い復興に向けて頑張ってもらいたいと思っております。

今日はぜひ忌憚のない御意見をいただいで、私もしっかりとそれにお応えをさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

○長沢復興副大臣 続いて、山本環境大臣の御挨拶です。

○伊藤環境副大臣 改めまして、おはようございます。ただ今、山本環境大臣が少しこちらに到着が遅れておりますので、私、環境副大臣から環境大臣の御挨拶につきまして、代読をさせていただきたいと存じます。

改めまして、御参集の皆様方におかれましては、現場において日々福島の復興・再生に取り組まれていることに改めて感謝と敬意を表したいと存じます。環境省はこれまで除染の推進、中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理、さらには放射線による健康不安対策などに全力で取り組ませていただいております。国直轄除染につきましては、除染の対象となる11市町村のうち、8市町村で計画に基づく面的除染を終了させていただきました。市町村除染につきましても、住宅の除染はほぼ終了いたしまして、子どもの生活環境を含む公共施設や農地の除染の進捗率も約9割に達するなど、着実に進捗をさせていただいているところでございます。

国直轄、市町村除染のいずれについても、本年3月までに除染実施計画に基づきます面的除染を完了させるべく、関係自治体の皆様方とともに連携をし、全力で今後も続けてまいります。

また、面的除染終了後におきましても、フォローアップ除染や仮置場の維持管理等、必要となる措置につきましては、引き続き対応をさせていただき所存でございます。中間貯蔵施設の用地取得につきましては、110名体制で今、取組を進めさせていただいております。12月末に580件、約250ヘクタールにつきまして契約に至るなど、着実に進捗を進めさせていただいております。誠に地元の皆様方には深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、さらに、県外での最終処分の実現に向けまして、昨年4月に公表をさせていただきました戦略及び工程表に沿いまして、取組を進めさせていただいております。既存の管理型処分場を活用いたしました特定廃棄物の埋立処分につきましては、昨年4月に管理型処分場を国有化させていただきまして、6月には国と県、富岡町並びに檜葉町との間で処分場周辺地域の安全確保に関する安全協定を締結させていただいたところでございます。また、昨年11月に輸送計画案を策定させていただきまして、福島県産業廃棄物技術検討会や、富岡、檜葉両町の全員協議会で提示をさせていただきましたとともに、処分場内では搬入に向けた準備を行わせていただいております。できるだけ早期に搬入ができますように調整を進めさせていただくとともに、安全・安心に万全を期して事業を進めてまいりたいと存じます。

加えまして、放射線により健康不安へのリスクコミュニケーション等につきましても、住民の皆様方の不安に寄り添いつつ、引き続き努めさせていただきたいと存じます。引き続きまして、関係市町村の皆様方に丁寧な説明を重ねさせていただきまして、その御理解をいただきながら、これまで復興・再生に全力で取り組んでこられた皆様方とともに、今後も力を合わせていただきまして、復興の更なる加速化を努めてまいります。

す。本日はどうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○長沢復興副大臣　ここで内堀福島県知事より御挨拶をお願いします。

○内堀福島県知事　本日は、今村復興大臣、世耕経済産業大臣を始め、皆さんには福島までようこそお越しいただきました。日頃から福島の復興・再生のため、大変御尽力をいただいていることに御礼を申し上げます。

震災から間もなく6年を迎えます。去年はJR常磐線を始めとした交通インフラや環境・医療分野における新たな拠点施設の整備進展、さらに葛尾村、川内村、南相馬市における避難指示の解除の動きなど、明るい光が一層の強まりを見せた1年でありました。

一方で、避難地域の再生や被災者の生活再建など、いまだに福島固有の課題が山積しており、福島の復興は長い闘いになります。このような中、様々な機会を捉えて、私どもから予算の確保、福島復興再生特別措置法の改正について、要望をさせていただきました。国の皆さんには、先日、閣議決定されました来年度の政府予算案や、本日お示しをいただきます法律案において、福島の実情を踏まえ、しっかりと対応していただきました。

特に、福島復興再生特別措置法の改正については、これから福島が復興を進めていくに当たって大きな礎となるものであります。改めて御礼を申し上げますとともに、広域自治体である県として、新たな制度や予算を活用し、県民や市町村とともに、困難な課題に挑戦を続け、福島の復興を更に前に進めてまいります。

国におかれましても、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現、安全かつ着実な廃炉・汚染水対策、除染、中間貯蔵施設や特定廃棄物の埋立処分事業の着実な実施、風評払拭など、原子力災害に伴う様々な課題に対し、引き続き責任を持って対応いただくとともに、浜通り、ひいては福島の未来を創るイノベーション・コースト構想の具体化に向けて、政府全体での一層の連携強化をお願いいたします。

結びに、皆さんには、日頃から復興の最前線で取り組まれている各団体、市町村のお話を丁寧を受け止めていただき、地元と一体となって復興のあゆみを一步一步確実に進めていただきますようお願いをして、私からの御挨拶といたします。

本日は、よろしく願いいたします。

○長沢復興副大臣　ありがとうございました。

それでは、報道関係者の方はここで御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○長沢復興副大臣　それでは、本日の議事進行に移らせていただきます。

まず国側から、福島の復興・再生をめぐる最近の動向、また、現在検討中の福島復興再生特別措置法の改正案等について、御説明をさせていただきます。その上で、御出席の皆様との間で意見交換をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、福島復興・再生に向けた取組状況及び福島復興再生特別措置法改正法案につ

いて、事務局から説明させます。

○ それでは、最初に、復興庁から御説明を申し上げます。

お手元の資料1「福島復興・再生に向けた取組状況」という資料を御覧いただきます。

2ページ目をお開きいただきますと、29年度の復興庁の予算額は1兆8,153億円計上してございます。対前年度比で減少しておりますのは、岩手、宮城等で災害復旧事業などがピークを過ぎたこと、あるいは福島における面的除染が終了したこと等が要因でございますが、今後、復興のステージの進展に応じた新たな課題への対応ができるよう、各分野で所要の予算を計上しているところでございます。

続きまして、3ページ目を御覧いただきますと、ここでは福島の復興・再生に向けた予算について、整理をしてございます。原子力災害からの復興・再生の総額は8,209億円でございます。ポイントに絞って御説明申し上げますと、1点目、「長期避難者の支援、早期帰還の支援等」では、1,297億円の予算を計上しております。福島再生加速化交付金につきましては、807億円ということで、これまでの取組に加えまして、前回の本協議会で御要望いただきました道路側溝堆積物の処理などの経費、あるいは双葉町に建設予定の情報発信拠点、アーカイブ拠点などについての支援を今回追加しているところでございます。

特定復興再生拠点整備事業（仮称）ということで309億円計上しておりますが、これは福島復興再生特別措置法の改正を前提に、帰還困難区域において今後、復興拠点を整備していく中で、その際に必要な除染、家屋解体等の予算を新規に計上したものでございます。

また、福島生活環境整備・帰還再生加速事業につきましては181億円と今回大幅に増額をいたしまして、公共施設の機能回復など住民の帰還に向けたきめ細かい支援を行いますとともに、29年度におきましては、住民が参加する形での事業展開などにも取り組んでいく予定でございます。

2つ目の「地域再生」という柱でございます。予算額は8,848億円の内数でございます。この中では、被災者支援総合交付金を200億円確保しておりますほか、地域医療の再生支援では、福島における医療機関の再開、二次救急医療体制の整備、人材確保、こういったものに必要な基金造成費の費用として236億円を計上いたしております。

3つ目が「安全・安心な生活環境の実現等」でございます。汚染廃棄物等の処理、運営につきましては6,699億円、放射線モニタリング・リスクコミュニケーションには37億円と必要な予算を確保しておりますほか、福島の中高一貫校設置事業ということで、ふたば未来学園の施設整備に必要な経費として26億円を計上いたしております。

4点目の地域経済の再生等でございます。自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金に185億円を計上しておりますほか、福島イノベーション・コースト構想関連事業で103億円計上しております。また、福島県農林水産業再生総合事業ということで、今回、新規に47億円を計上いたしまして、第三者認証GAP取得促進あるいは流通実態調査、こういった対策に総合的に取り組んでいくことにしております。

4ページ目は、今、申し上げたような予算も含めて、相双地域を中心に総合的な支援策

ということで、中核的な各分野における予算を整理したものでございますので、御参考に御覧をいただければと思っております。

その次のページ以降、参考では、これまで御要望の強かった個別の予算について若干詳細の資料をつけてございますが、説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

次に、税制でございますが、14ページを御覧いただきますと、今後、帰還困難区域に設定をされる復興拠点であります特定復興再生拠点区域における被災事業者あるいは新規立地事業者、こういった方々に対する税制の特例を実施することとしております。具体的には、機械、建物の取得あるいは雇用に対する償却の特例ですとか、税額控除の特例、こういったものとなっております。

続きまして、最近の取組・動向等について若干御紹介を申し上げます。16ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、風評対策強化指針に基づく取組ということで、これまで風評の源を取り除く、正確で分かりやすい情報の提供を行う、被害を受けた産業の支援を行う、こういった3つの柱に沿って諸対策を推進してまいりました。今後の方向性を書いてございますように、昨年10月にも復興大臣の下、福島県にも御参加をいただいて、タスクフォースを開催いたしました。この中では、正確で効果的な情報発信に努めること、輸入規制解除に向けた働きかけを徹底すること、福島県産品の購入促進につながる施策を実施すること、東北の観光地として魅力を発信する取組を一層強化すること、こういった指示を復興大臣から各省にさせていただいたところでございます。

次に、17ページを御覧いただきますと、ここでは、福島12市町村将来像に関する取組ということで、農林水産物の流通拡大のため、ECサイトなどを運営する、食べて応援したい方々を広く取り組んでいくための福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」というファンクラブを福島県、復興庁の支援により設立をいたしました。福島復興産業人材育成塾ということで、ここでは今後、地域のリーダーになっていただく産業人材の育成を目指し、アイリスオーヤマの大山社長を塾長にお迎えをいたしまして、第1回目は田村市を中心に今回キックオフいたしました。今後、他の地域にも展開をしていく予定でございます。

18ページ目は里山再生モデル事業の実施ということでございます。昨年9月には川俣町、広野町、川内村、葛尾村、12月には相馬市、二本松市、伊達市、富岡町、浪江町、飯館村、合計10カ所の各エリアについて、地区を選定いたしました。今後、地域住民が安心して立ち入れる里山の再生に向けて事業展開をしてまいる予定でございます。

19ページ目は、先ほど申し上げました道路等側溝堆積物の撤去・処理についての資料でございます。昨年9月に環境省、復興庁で対処方針を決定いたしまして、福島再生加速化交付金あるいは震災特別交付税、こういったもので財政上も手当てするという方針を決定いたしました。先日も第1回目の交付を決定したところでございまして、福島市、いわき

市、西郷村、福島県が実施する事業について支援を行うこととしております。今後もニーズのある自治体については支援をしていく予定でおります。

20ページ目は常磐線の運転再開ということで、相馬～浜吉田間が12月10日に運転を再開いたしました。小高～浪江間につきましては、浪江町の避難指示解除に合わせて運転再開の予定でございます。

21ページ目、復興支援道路ということで、相馬福島道路のうち、阿武隈東道路につきまして、この3月26日に開通の予定でございます。

資料1については以上でございます。

続きまして、資料2「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（概要）」という資料について御説明申し上げます。

昨年来、福島県を始め、地元関係者からいただきました御要望も踏まえまして法改正を検討してまいりましたが、この法改正の柱としては4つ、掲げてございます。

1点目は、帰還困難区域において復興拠点を整備するための特定復興再生拠点区域の復興・再生を推進するための計画制度の創設でございます。

2点目が被災事業者の事業再開を支援する官民合同チームの体制強化。

3点目が福島イノベーション・コースト構想の推進の法定化。

4点目が農林水産物などの風評被害の払拭への対応。こういう柱となっております。

本改正案は予算関連法案でございまして、2月10日を目指して閣議決定をする予定でございます。現在、政府部内で最終段階の検討を行っている状況でございます。

具体的な内容でございますが、パワーポイントの1ページ目をお開きいただきますと、1点目の課題でございます。帰還困難区域につきましては、将来にわたって居住を制限することを原則とした区域でございましたが、一部での放射線量の低下あるいは帰還を希望される住民の思いを背景とする地元からの要望あるいは与党提言等を踏まえて昨年来、検討を行ってまいりました。

改正案の概要でございます。

①では、まず市町村長が帰還困難区域内に避難指示を解除し帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域、これは特定復興再生拠点区域という法律上名称で呼ぶ予定でございますが、これを定めていただいた上で、②にございますように区域の範囲、計画の目標・期間、土地利用あるいは土地利用の実現をするための事業手法、こういったものを記載していただいた計画を策定していただき、福島県知事と協議していただいた上で内閣総理大臣の認定を申請していただくこととしております。その上で、③にございますように、内閣総理大臣は、福島復興再生特別措置法に基づき作成されます福島復興再生基本方針との適合性ですとか、あるいは区域が適切に設定されているかどうか、復興・再生に寄与するかどうか、実現可能性はどうか、こういった観点を踏まえまして計画を認定することとしております。その上で、認定計画につきましては、先ほど申し上げた福島再生加速化交付金、特定復興再生拠点整備事業（仮称）、こういったものを活用して事業を実施していく

こととしております。

計画認定の効果といたしましては、除染あるいは家屋解体に伴う廃棄物処理を国の費用負担ということで実施する。事業代行、インフラ整備を国の事業代行により行うことができる。課税の特例、先ほど申しましたそういったものを措置する。こういった規定を整備する予定でございます。また、市町村が中長期的な構想を策定した場合には、当該取組に基づいて行う取組を国が支援するという規定も盛り込む予定でございます。

2 ページ目でございます。これは官民合同チームの体制強化でございます。これまでも商工業者に対する個別訪問等々、これからも本格的に事業再開に取り組んでいただく中で、公益社団法人であります福島相双復興推進機構、これを法律に位置付けまして、こちらから国職員の派遣要請がありましたときには、国の身分を保有したまま国の職員を派遣できることとしております。機構の中心にマネジメントの一元化を図って、更に取組を強化していく、こういった関連の規定を整備することとしております。

3 つ目は、福島イノベーション・コースト構想の法定化でございます。既存で福島復興再生特別措置法に規定されております重点推進計画という中に、この構想を推進する区域とこの中で推進する取組、こういったものを記載できることとした上で、この計画が認定を受けた場合には、中小企業者の特許料の減免あるいは国有試験研究施設の低廉使用、こういった特例を新たに措置することとしております。また、これを推進する体制として、この法定協議会の下に分科会を創設いたしまして、福島イノベーション・コースト構想を関係機関が連携して推進するための協議会という形で創設をすることとしております。

4 ページ目でございます。ここでは、4 番目の風評被害の払拭でございますが、法律としては、農林水産物等の風評被害の払拭に向けて、販売等の実態調査あるいはこれに基づく指導・助言の措置を講ずることを明確に位置付けることにしております。

その他の改正事項では、1 点目、帰還環境整備推進法人の創設ということで、まちづくり会社等をこうした法人として市町村が指定できるようにいたしまして、官民一体でのまちづくり推進ができるように措置をする予定でございます。

2 点目は、いじめ防止のための対策支援ということで、避難されているお子さんに対するいじめの問題に対応が必要となっている中で、その未然防止、早期発見、あるいはいじめへの対処、こういった学校等が行います取組を支援する旨を法律に位置付ける予定でございます。

最後に、地域住民の交通手段の確保支援ということで、帰還者が安心して通院、買い物、日常生活を送るために、持続可能な地域公共交通網を形成するために必要な措置を法律に位置付けることとしております。

資料 2 の御説明は以上でございます。

○長沢復興副大臣 次に、原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針、避難指示解除の状況及び福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、原子力災害対策本部から説明させます。



○ それでは、簡単に御説明申し上げます。

資料3-1を御覧ください。福島復興の加速のための基本指針についてでございます。

経緯といたしましては、平成25年12月に閣議決定を行って以降、今回が3回目の閣議決定ということになります。中身といたしましては、1番目の柱として、避難指示の解除と帰還に向けた取組、また、2番目に帰還困難区域の復興。3番目といたしまして、新たな生活の開始に向けた取組、4番目といたしまして事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組、5番目に廃炉・汚染水対策、さらに6番目として国と東京電力の担うべき役割といった大きな柱について、政府の基本的な方針を定め、これに基づき法律改正、予算要求等の必要な対応を行っていくというものでございます。

引き続きまして、資料3-2「避難指示解除の状況について」の資料を御覧いただければと存じます。

こちらにつきまして、避難指示解除のこれまでの経緯を整理いたしておりますけれども、前回の法定協議会以降の動きといたしましては、川俣町につきまして、今年3月31日の解除を昨年10月28日の段階で原子力災害対策本部で決定をいたしております。現状、足元におきましては、富岡町、また浪江町につきまして、具体的な解除の時期について御提案をさせていただいているという段階でございます。

以上でございます。

引き続きまして、資料4のA3の少し大きめの紙をお配りしてございます。「福島第一原発の廃炉・汚染水対策の状況について」という紙を御覧いただければと存じます。

汚染水対策の進捗と今後の見通しでございます。こちらにつきましては、従前どおり、近づけない、漏らさない、取り除くといった3つの考え方に基づく対策を進めておりますけれども、まず近づけないという関係では、直近、足元、凍土壁の閉合、またサブドレンの強化が大きな2本の柱になっております。特に凍土壁につきましては、昨年3月に凍結を開始した以降、昨年10月に海側の凍結が完了、また、12月には山側の未凍結の7カ所のうちの2カ所の凍結を開始しております。その結果、海側の水のくみ上げ量が400トンから140トンまで減少するといった効果が現れ始めているという状況でございます。

こちらにつきましては、2ページに全体の今の凍土壁の状況を分かりやすく図でお示しをさせていただいております。この紫になっているところ、あるいは青いところが既に凍っているところでございますので、この海側を中心に、ほとんどの部分に壁ができているのが御覧いただけるかと存じます。

海側を100%、山側は96%が壁になっている状況の中で、赤いところ、7カ所が残っている状況の中で、更に2カ所、凍結を今、進めており、また、昨日の監視・評価検討会におきまして、残った5つの箇所のうち4つについて、これは凍結を進めるという方向が示されておりますので、しっかりと今後作業を進めて完成を目指してまいりたいと考えております。

また1ページに戻っていただきまして、漏らさない対策の関係では、皆様方に大変御不

安をお掛けしておりましたタンクの関係、こちらについてはしっかりと溶接型のタンクの増設計画を進めているところでございます。これをしっかりと進めることによりまして、2020年までに約137万トンの溶接型タンクの整備ができますし、また、当面、フランジ型タンクを一部活用していかざるを得ないわけですが、その際にも漏えいが起こらないように様々な対策をとっているということでございます。

取り除く関係では、このタンクにたまっている水の長期的取扱いについての検討は小委員会を設けてしっかりと検討を進めているという状況にございます。あと建屋内にある滞留水の処理についても、2020年内の完全な処理完了を目指してしっかりと作業を進めているところでございます。

最後に3ページ目でございます。廃炉対策の進捗と今後の見通し、簡単に御紹介します。1号機におきましては、建屋カバーの撤去という大きな作業が昨年11月に完了いたしております。今後はしっかりとその上にダスト対策を進めながら、架台を乗せるための作業工程の準備を進めております。また、2号機につきましては、こちらも将来的に燃料取り出しのための設備が乗っかる作業準備の工程を進めているところでございます。また、3号機につきましては、上部の除染、遮蔽体の設置等が昨年末までに完了いたしておりますので、現状、このかまぼこ型の取り出し装置の設置に向けた準備作業が今、進みつつあるということでございますけれども、こちらの作業目標については、2018年度中頃ということで、従来の予定よりも若干遅れる。これはリスクを回避する、安全性を確保するという観点から遅れるという見直しを発表しているところでございます。

また、デブリ取り出しの関係につきましては、現在、2号機に、いわゆるサソリ型ロボットの内部調査ができるように今、準備の最終段階に来ているということでございます。こういった作業を踏まえながら、今年の夏頃にはデブリ取り出し方針の決定、さらには来年度上半期のデブリ取り出し方法の確定をしっかりと進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○長沢復興副大臣 次に、除染・中間貯蔵施設等の現状について、環境省から説明させます。

○ それでは、資料5を御覧ください。

まず3ページ、4ページ、国直轄除染の進捗状況でございます。

4ページの表にございますように、対象11市町村のうち、双葉町から飯館村に至る8市町村は既に昨年末までに面的除染の作業が完了してございます。残る富岡町についてもほぼ終了してございます。南相馬町、浪江町につきましても着実に進捗をしている状況でございます。

5ページでございますけれども、市町村除染の状況でございます。住宅についてはほぼ終了いたしまして、子ども生活環境を含む公共施設、農地なども約9割ということで、これも着実に進捗してございます。国直轄、市町村除染、いずれにつきましても、本年3月

末までに計画に基づく面的除染を完了させるべく、関係自治体の皆様としっかりと連携をして取り組んでまいります。引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、中間貯蔵施設でございます。

7ページ、8ページに概要、イメージでございますけれども、説明は割愛させていただきます、9ページを御覧ください。

見通しと進捗状況でございます。用地につきましては、12月末時点で約250ヘクタールを契約してございます。また、輸送につきましても、本年15万立米の見通しを立ててございますけれども、1月24日時点で12万8,000弱ということで、これも着実に地元の御理解、御協力を賜りながら進捗をしてございます。昨年後半には、仮設焼却施設あるいは土壌貯蔵施設、受入れ・分別施設等の本格施設にも着工しているところでございます。

10ページには、30年以内の福島県外処分、最終処分に向けての取組を示してございます。昨年4月に公表した除去土壌等の減容・再生利用技術開発のための戦略工程表に沿って取組をしてございます。まず、今後10年程度で基盤技術の開発を一通り完了いたしまして、処理の実施に移行してまいります。また、可能な分野から順次再生利用の実現を図ってまいることになってございます。

11ページにございますように、再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるための実証事業も南相馬市の御協力をいただきまして進めているところでございます。

次に、廃棄物関係でございます。

13ページです。国直轄による福島県の対策地域内廃棄物の処理状況でございますけれども、中ほどにございますが、災害廃棄物等につきましては、平成28年11月末時点で帰還困難区域を除きまして約116万トンを仮置場に搬入してございます。引き続き災害廃棄物等の処理をしっかりと進めてまいります。

14ページには、管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分事業についてお示しをしてございます。これにつきましては、昨年11月に輸送計画案を策定いたしまして、県の産業廃棄物技術検討会や富岡、楡葉両町の全員協議会において提示をさせていただきました。

また、富岡町の地元行政区、太田、毛萱と安全協定を締結させていただきまして、現在、楡葉町の地元の行政区、上繁岡、繁岡になりますけれども、そちらとの安全協定の締結に向けて調整を進めてございます。また、場内での必要な準備も実施してございます。引き続き安全・安心の確保に十分配慮しながら事業を進めていく所存でございます。

最後でございますけれども、15ページでございますが、平成29年度の環境省の組織改編についてお示しをいたしております。これまで、除染、指定廃棄物、中間貯蔵施設の整備につきまして、それぞれの部局で対応してまいりましたけれども、今年の夏から、これらに一元的に取り組む、仮称でございますが、環境再生・資源循環局を新たに設置したいと考えております。この新局の設置によりまして、地元の御要望に対して、ワンストップで対応するとともに、既存の廃棄物リサイクル行政で培ったノウハウをいかしまして、様々な課題の解決につなげていきたいと考えております。

また、本省の体制強化に加えまして、この福島市にごございます福島環境再生事務所につきましても、これまでは東北地方環境事務所の下部組織であったのでございますけれども、これを他の地方環境事務所と同格の福島地方環境事務所ということで格上げをいたしまして、これによりまして現地での事業推進に向けた意思決定の更なる迅速化などを図っていききたいと考えております。

以上でございます。

○長沢復興副大臣 それでは、御出席の皆様方に御議論をいただきたいと思えます。

誠に勝手ながら、まずはこちらから順番に御指名をさせていただきます。

まず、大橋福島県農業協同組合中央会長からお願い申し上げます。

○大橋福島県農業協同組合中央会長 大橋でございます。

どうもいつもお世話になっております。感謝申し上げます次第であります。

それでは、JAグループを代表いたしまして申し上げたいと思えます。まず、2点ほど申し上げますさせていただきます。

1点であります。福島県農林水産業再生総合事業の早期具体化と実施についてであります。本県の農畜産物に対する風評被害払拭に向けて、生産現場では様々な安全・安心確保対策に取り組んできた結果、安全性については十分に確保されてきたと考えておりますが、量販店等において十分な棚が確保されていないことなどにより、生産者の取組が消費者に十分に届かず、安心の確保には至っていないのが現状であります。そうした中、福島県農林水産業再生総合事業を措置いただき、感謝を申し上げるとともに、その成果を大いに期待しているものであります。

特に、流通現場における買い控え、買いたたきの実態調査については、早急に実施の上、より効果的な販売促進事業の実施が必要と考えております。JAグループといたしましても、国、県と一体となって、風評払拭に向け、全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、これと関連して、先般、公表されたように、28年の全袋検査について、1,000万袋全て基準値を超えず、99.996%がNDとなっております。こうした点も踏まえ、土壌の測定、果樹樹皮のそぎとり、カリ資材の散布など、生産現場のこれまでの諸対策が有効であること、その取組が浸透し、本県農産物の安全性は担保されていることにつきまして、国民理解を得るため、国なり国際的な機関の名において安全宣言を出すことも検討し、安心の確保に向けた取組の強化を改めてお願いを申し上げます。

2点目でありますけれども、農林業に係る賠償基準等の検討に向けた措置対策であります。

今年1月以降の農林業に係る損害賠償については、国の指導もありまして、避難指示区域内については、年間逸失利益の3倍相当額の賠償、区域外の風評賠償については、今年1年間、現行の賠償を継続と来年以降の賠償の在り方については、農業固有の特性を踏まえて、今年1年間を目途に調整をすることで合意をすることができました。併せて東電に

は、区域内の3年後以降の賠償の在り方や区域外の風評に係る具体的在り方について、スケジュール感を明確にし、速やかに検討を開始することを要求したところであります。国としても、これを踏まえ、昨年のように議論を先延ばしして対応が置き去りにしないよう、東電に対しまして強力に指導することをお願い申し上げます。

以上、2点を申し上げておきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、菅野福島県商工会議所連合会長代理からお願い申し上げます。

○菅野福島県商工会議所連合会長代理 東日本大震災、原発事故等、復旧・復興に向けまして施策を進めておられますこと、改めて御礼を申し上げますとともに、その進み方に重ねてのお願いをするようなことで恐縮なのでございますけれども、4点ほどお願いをさせていただきたいと存じます。

まず1つは、風評被害、風化対策でございます。福島県では、依然として全県のあらゆる産業において福島第一原発事故による風評被害を訴える声が続いている状況でございます。私ども県内の商工会議所では、震災以降、国内外に自ら赴きまして、風評払拭に向けていろいろな対策に取り組んでいるところでございます。しかし、なかなか払拭できずに、このままでは県内の中小企業事業者、心が折れてしまいそうな状況にあると思っております。

また、平成32年4月からは、食品表示法が変わりまして、ますますこのままでは新たな被害につながるのではないかと心配を持っているところでございます。これからも引き続き風評払拭に向けて我々、取り組んでまいりたいと思っておりますけれども、更に一層の御尽力を賜ればと思っております。農林水産物を始めとしまして、なかなか諸外国も本県産品に対して安全性の疑念をまだ持っておられる状況でございますので、「チームふくしまプライド。」などの取組を更に進めていただきまして、効果的な情報発信をしていただければありがたいと思っております。

2点目であります。産業振興に向けた取組でございますが、福島相双復興官民合同チーム、この体制強化をしていただけますこと、改めて感謝を申し上げますところでございます。我々、経済団体としましても、「復興・創生期間」において、いかに県内企業が自立的な経済再生を成し遂げるか。我々に与えられた責務だと思っております。自分たちもきめ細かな支援体制をとっていききたいと思っております。

県内各地の商工会議所、そしてまた商工会が地域の支援を充実させようということで、復興支援員の配置事業をしております。これも更に継続的な支援を頂戴できればありがたいと思っておる次第でございます。

3点目といたしまして、福島イノベーション・コースト構想についてでございます。

平成29年度におきましても福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて103億円の予算を計上いただきましたこと、改めて感謝を申し上げますところでございます。今後も本県の復興のみならず日本の復興の象徴となるように国家プロジェクトの実現につきまし

て、強力に推進いただきますようお願いいたします。

4点目、交通インフラの整備でございます。

命の道路として相双地域の観光等に東北中央自動車道、大変寄与するものと思っております。間もなく開通を順次されていきます。大変ありがとうございます。ただ、現在も一部JR常磐線と不通になってございますので、これは住民生活の正に基盤となる路線でございますので、どうぞ一日も早い復興に向けて、更なる御尽力を賜ればありがたいと思っておりますので、よろしくどうぞ、以上4点をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、菅野相馬地方市町村会代表からお願いいたします。

○菅野相馬地方市町村会代表 まずもって、これまでずっと賠償もさることながら、自立に向けての生活支援をという話をさせてきていただいたのですが、官民合同チームが我々の現場の話などを聞いていただいて、大変いろいろな制度が作られているなど改めて心から御礼を申し上げたいと思います。そういう中で、やってみると1つはもう少し柔軟性とスピーディーさ、もう一つは、できるだけ国が責任を持ってという先ほど大臣の挨拶もあった。これは本当に心強いのですが、ある意味ではやはり我々にある程度の責任というか裁量権というか、そういうこともしていかないと、みんなで国頼みという話だけではいけないのではないかと思っているのが1点であります。

2つ目は、ここに及んで帰還困難区域が出てきたわけであります。以前は、いわゆる区域の見直しもありということだったのが、今度は区域の見直しはなしということになります。これはこれで国の決定でありますから、その中でこれだけ年数が経ってきますと、それぞれ自治体において帰還困難区域の広さの問題から線量の問題からいろいろありますので、ぜひ柔軟な形で対応を考えていただくことが大切ではないかと思っておりますのが2点であります。

3点目は、いわゆる全住民が避難したという問題は、子どもたちが帰らないという問題があります。その中で、今、学校再開などに向けてハード、ソフトの事業はいろいろ出しているのですが、ソフトの中で特にあるのかどうか分かりませんが、多分帰る方たちは、いわゆる地元に戻って学校に入るというよりは、今の避難地域からぜひ友達と一緒に村の学校に通いたいということになりますので、3～5年ぐらいの、いわゆるきめ細かなバスといいますか、足の確保の予算が私は絶対に必要だろうと思っております。わずかな金額だろうと思うので、そういうところは是非お願いしたいと思っております。自治体に学校のない自治体は未来はないということになります。帰る子どもが少ないということが原発事故の特殊性でありますので、ぜひその辺の対応を真剣に考えていただければと思います。

以上であります。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、馬場双葉地方町村会代表からお願いいたします。

○馬場双葉地方町村会代表 双葉地方町村会会長の浪江町長の馬場有と申します。

今村復興大臣、世耕経済産業大臣、山本環境大臣を始め、国、県の皆様におかれましては、被災地の復旧・復興のため、日々御努力をいただいておりますことを改めて感謝を申し上げます。

私からは、4点ほど申し上げたいと存じます。

まず第1点は、廃炉の着実な推進と迅速かつ正確な情報提供についてであります。先ほど説明がございましたが、中長期ロードマップに示す目標の達成に向けて、安全かつ着実に取組を進めるとともに、東京電力ホールディングス株式会社に対して、情報公開の徹底を求め、その取組を指導、監督して適時適切な情報提供がなされるよう、お願いしたいと存じます。

また、中間貯蔵施設については、地権者の理解が何よりも重要でありますので、引き続き分かりやすい丁寧な説明を行いながら、地権者に寄り添った対応を行うよう、お願いいたします。

併せて、県外設置とする中間貯蔵施設搬入廃棄物の最終処分場を時限を切って選定して、確保、整備するようお願いいたします。

次に、復興拠点の整備計画の円滑な認定等についてであります。地元町村としては復興拠点をどのように考え、整備するかの検討に当たっては、住民の意向を最大限に踏まえてまいりまして、県と十分に調整の上、策定することとしております。地元の意向を最大限尊重して、円滑に認定してくださるようお願い申し上げます。

併せて、帰還困難区域全体の除染、復興についても地元の意向を踏まえ、真摯に取り組むよう、お願いいたします。

さらに、双葉郡における医療提供体制の維持、再構築支援であります。震災後、広野町での地域医療を支え続けた高野病院の例にありますように、双葉郡における医療提供体制の維持、再構築は住民の健康を支え、帰還の判断にも影響を与える重要な課題であります。したがって、国の特段の支援なしでは解決困難な課題でありますので、地元のニーズに沿った支援をお願いしたいと思います。

次に、福島イノベーション・コースト構想の推進であります。本構想の具体化に当たっては、双葉郡内の既存の産業の復旧・再生あるいは既存産業との連携による成長産業の集積と雇用の場の創出、各事業を担う人材の育成機関あるいは研究機関の創設などが必要であると考えております。本構想の具体化に向けて、必要な財源を十分に確保して、国が責任を持って着実に推進されるようお願い申し上げます。

その他といたしまして、双葉郡は皆さん御案内のとおり、復興が進んでいる地域、ようやく解除になる地域、これからも避難指示が続く地域とそれぞれステージが違った地域を抱えることとなります。国には、それぞれのステージに応じて、各プロジェクトを行財政運営の面でしっかりと支えていただきますようお願い申し上げます。また、これからの双

葉郡を担う人材を育てるための教育環境の整備をお願いしたいと思えます。

最後になりますけれども、安全・安心面では、ウルトラ警察隊に引き続き協力をいただいていることは、本当に安全・安心を担保するためには大変ありがたい措置でありますので、今後とも安全・安心に向けた形のもので御協力をいただきたいと思います、この場をお借りして、これまでの御努力に感謝を申し上げたいと存じます。

私からは以上であります。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、松本福島県原子力発電所所在町協議会代表からお願い申し上げます。

○松本福島県原子力発電所所在町協議会代表 福島県原子力発電所所在町協議会代表の榎葉町長の松本であります。どうぞよろしく願いいたします。

発災以降、原子力所在4町は、各々の状況に合わせた復旧・復興にしっかりと取り組んでいるところでございます。福島復興再生協議会におきましては、原子力発電所の事故という特殊事情を改めて御認識をいただき、各自治体の状況、状態に合わせた柔軟な対応と確実な復旧・復興を講じられるよう、以下の点についてお願いをさせていただきます。

初めに、帰還に向けた取組の拡充についてでございますが、ふるさと再生へ向けて国は除染やインフラ整備が確実に行われるよう、責任を持って進めていただきたいと思います。さらには、インフラや生活関連サービスの復旧、子どもの生活環境を中心とする除染作業を加速するとともに、安全・安心策をこれまで以上にしっかりときめ細かく講じていただくこと。これらを国と東京電力がそれぞれ担うべき役割をしっかりと果たしていただきたいということでございます。

2つ目には、地域公共交通網形成に関する措置でございます。

先ほどお話にもございましたけれども、この春にも避難指示の解除が予定されている地域がございます。住民の円滑な帰還を促進するためには、帰還した住民の足として、また、他からの地域を訪れる方々のためにも、将来に向けた持続可能な地域公共交通網の形成が不可欠でございます。

先ほど交通について福島復興再生特別措置法に位置付けるとの説明をいただきましたけれども、法律に加えるからには、先ほど菅野村長からもお話がありましたが、子どもの関係、これは地元の意向をよく聞き取っていただいて、公共交通の維持、拡充のため、必要な措置を継続的にしっかりと講じていただきたいと思いますと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、加藤福島県町村会代表からお願い申し上げます。

○加藤福島県町村会代表 町村会長の新地町長の加藤であります。

相馬双葉地方の各町村長も出席しております。それぞれお話がありましたので、私からは、農林水産業に係る風評払拭対策について、申し上げます。



初めに、平成29年度予算において、本県の農林水産業の再生に向け、風評払拭を総合的に支援する福島県農林水産業再生総合事業を創設いただきましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げます。町村にとりまして、農林水産業は基幹産業であり、震災、原発事故によって疲弊した本県の農林水産業を再生することは喫緊の課題であります。

私ども町村会の役員会などにおきましても、農林水産業の問題、特に根強い農産物への風評被害が話題となります。その一端を申し上げますと、県外において農産物などの物販販売のイベントを実施しますと、東京や北海道など、東日本の地域においては子どもを連れてお母さんなども何のちゅうちょもなく試食いただけるなど、その理解は進んでいるのですが、西日本、特に関西以西においては、福島県産となるとどうしても反応が鈍いということでもあります。

また、今回、熊本の地震がありました。ある町村で熊本の避難所にお米を送りますと申し入れしましたら、いや、福島県の米はと断られたという報告をいただいております。どうしても本県からの距離が遠くなればなるほど、本県に対する理解が進んでいないなというように実感させられたところでした。

本県で出荷される農産物が安全であることは、放射性物質検査などを通じて数値として示すことができます。しかし、安心であるということを感じていただくことは、その人の主観、気持ちに由来するものであり、なかなか容易なことではありません。放射性物質検査や来年度より実施されます第三者認証取得促進事業など、安全・安心の確保に向けた取組をしっかりと継続していくことはもちろんであります。本県のこうした取組を一般の消費者の方々知っていただく、そして、理解いただくことが風評払拭につながる大切なことであると思いますので、これら取組に対する情報発信の強化を強く望むものであります。

また、町村長からは、今もって首都圏の老舗百貨店などでは、本県の農産物を目にするのがないとの声がありますし、全く取り扱わない量販店もあるとの声があります。さらに、ある町村長が近畿圏にある生協の店を幾つも見回ったそうですが、秋田や山形といった他の東北地方の米は置いてあっても、福島の米は全く見当たらなかったという厳しい状況もあります。我々もそうした状況をしっかりと捉えて、一生懸命取り組んでいきますので、これからも町村長自らトップセールスなど、風評払拭に向けた取組を続けていく考えでありますので、それらに対しても引き続き御支援をお願いしたいと考えております。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、清水いわき市長よりお願い申し上げます。

○清水福島県いわき市長 いわき市長の清水でございます。

日頃から国等の皆様には、大変お世話になっておりますこと、まずもって御礼を申し上げたいと思っております。

いわき市は、東日本大震災の被災地でありながら、多くの被災者を受け入れている特殊な事情を持っている自治体です。現在、双葉郡の皆さん、2万3,000～4,000人いらっしゃ

るという話でございます。また、除染あるいは廃炉作業員も1万人程度、いわきにおられるのではないかなと思っております。そんな特殊な事情のある自治体ということをもっとお含みおきいただきたいと思っております。

冒頭、御礼を申し上げたいと思っております。3年に一度、日本が主催する太平洋島サミット、2年前にいわきで開催させていただきましたが、来年、次回も続けていわき市で開催していただけないかと、非常に嬉しく思っております。復興の姿を世界にアピールしていければと思っております。

また、課題でありました側溝堆積物の除去でありますけれども、いわき市が先行していただけておりますが、国で全額負担をしていただけない形になりまして、本当に感謝を申し上げたいと思っております。2月から除去を始めまして、29年度中にはいわき市全域、除去できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、3点についてお話をさせていただきたいと思っております。

1点目は、医師不足についてでございます。

先ほど双葉郡の医療提供体制のお話でしたが、浜通りは震災前から医師不足の状況がありまして、いわき市においてもそのとおりでございます。例えば人口10万人当たりの病院勤務医師数の推移があるのですけれども、震災前、22年12月だと全国で141.3人、福島県で112.6人、いわき市は82.7人です。それが震災後、24年ですけれども、全国147.7人、福島県が110.7人、いわき市は81.5人。そして、現在、努力はしているわけでありまして、10万人当たりの勤務医数が全国153.4人、福島県が118.8人、いわき市は88.3人という状況にあります。国、県等にいろいろお願いはしているわけでありまして、私自身も医大に足しげく通っているわけでありまして、なかなか思うようにいかない現状であります。そんな中、寄附講座を大学に開設いたしまして、産婦人科のお医者さん3人、整形外科の先生3人、確保しているわけでありまして、毎年1億円以上の寄附をしているわけでありまして、これはいわき市独自の予算です。

また、修学資金貸付があるのですけれども、これは市立病院のお医者さんを確保するために今までやっていたのですが、民間の病院で努力しているところに対してもやっていくということでもあります。さらには、結核医療もやっているのですけれども、3月でその医師がいなくなると、浜通りで結核医療が見られない状況にもなるおそれがあります。現在、新病院、市立病院ですけれども、700床のベッド数を有する病院を建設しておりまして、建設コストが402億円、国、県等の補助が113億円、なかなか財政的にも大変だということの中で、ぜひ更なる御支援をお願いしたいと思っております。

他にもお話があるのですけれども、お時間となりましたとありますので、ここで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、室井会津総合開発協議会代表からお願い申し上げます。

○室井会津総合開発協議会代表 会津総合開発協議会会長を務めております会津若松市長

の室井照平でございます。日頃より大変お世話になっております。

本日は、会津地方17市町村を代表しまして、風評被害の現状について例を挙げさせていただき、その支援について3点、要望させていただきます。

まず、初めに風評の現状でございます。先ほども農業、そしてお米の話はありましたが、会津産コシヒカリ、これはブランド米として高い評価を受けて、全銘柄平均価格よりも大幅に高い価格で取引をされておりましたが、平成28年直近の数字では、ほぼ下回った価格という状況でございます。放射能の全量検査を行って、安心・安全なお米であるにもかかわらず、市場で低い評価にあることは、風評被害以外の何物でもないと考えております。

また、昨年、老舗の酒造会社2社が事業譲渡になりまして、また温泉旅館の廃業などもございました。いずれも風評を一因とする販売や宿泊客の落ち込みが原因と考えております。

以上は一例でありますけれども、原子力発電所事故から6年近く経つ現在でも事故のあったところから遠く離れている会津であります。依然として風評被害は続いていることを改めて御認識をいただきたいと思っております。

それでは、対策支援として、1点目として、教育旅行への支援強化についてであります。

事故後、教育旅行の誘致には地域一丸となって、県の御支援もいただいておりますが、積極的に努めてまいりました。その結果、徐々に戻りつつありますが、まだ70%弱という、これは会津若松市の数字であります。他市町村においてはもう少し厳しい状況でございます。現状を御理解の上、福島県への教育旅行に関する支援の強化をお願いいたします。

2点目といたしましては、市町村に対する財政支援の要望でございます。各市町村では、市町村復興支援交付金制度を活用しまして、首都圏などでの観光PR、農産物の販売促進など、独自の取組をしているところでございますが、その原資については限りがあるということでございます。市町村への継続的な財政支援を要望いたします。

3点目には、風評被害に起因する民間事業者の営業損害への賠償継続についてでございます。先ほど申し上げたとおり、依然として厳しい現状にあることを御理解いただきまして、対象事業者と十分協議を行い、柔軟に対応していただき、被害が生じている間は賠償措置を廃止することがないように、東京電力への指導を改めてお願い申し上げます。

なお、2月上旬、イオングループと福島県の支援を受けまして、香港へ行ってまいります。会津フェスタということで、会津の産品をPR、そして、販売、できれば定番商品として扱っていただきたいということで、私自身が代表として行ってまいります。

今後もしろいろ自助努力もしてまいります。様々な御支援もお願いして要望とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、立谷福島県市長会代表からお願い申し上げます。

○立谷福島県市長会代表 13市から要望いただいておりますので。先ほど大変手厚い説明をいただきました。このことも踏まえて、各論でいってみたいと思っております。

まず、医師不足、医療人材不足への対策ですけれども、福島県の人件費支援の制度事業があります。もう一つ、福島県立医大で災害医療支援講座があります。これは県外からの医師を被災地に派遣する制度です。この二つの制度をこれからも継続していただきたい。これが1点目。

2点目、それぞれの市町村で仮置場を維持するのもなかなか大変なので、除染廃棄物の減容化施設を作ってもらいたい。これは二本松市、本宮市から出てございます。

3点目、風評被害対策については、地産地消を進めて、福島県が率先して食べないといけないと思っています。今、福島県の沿岸漁業の拠点が実は相馬なのですけれども、相双漁協から津波で流された直売センター、つまり直売市場を再開してもらいたいという要望が出ています。直売市場を作ってそこでイベントを開催し、できるだけ安いものを売り、県内外から多くの方々に来ていただいて、魚の風評被害払拭につなげたいという計画です。当初は赤字が予想されますが、風評被害払拭のためぜひ御理解と御支援を願いたいと思います。

4点目、1月24日に開催された教育再生首長会議で文部科学大臣にお話ししたのですが、放射能教育については、全国レベルでやっていただきたい。できれば高等学校の入学試験に出してもらいたい。そのぐらいやらないと、国民の理解が進まないと思います。

5点目、イノシシ対策。イノシシ対策は、イノシシを撃つ猟銃保有者を養成していないと追いつかない。猟銃保有者を養成するためには練習場が必要なのです。今、相馬市で計画しておりますけれども、これは広域的な問題になりますので、御支援を願いたい。

6点目、これは相馬市の問題なのですが、地盤沈下に対してポンプ場を作りました。このポンプ場の運営経費が半端でないのです。これは政策的にやったのではなくて、地形の変化に基づいてやったものですから、こういうものは総務省で交付税措置していただきたい。これは未来永劫続いてまいりますから。

7点目、ウルトラ警察隊の継続。馬場町長からございました。これは東北市長会で決議して、全国市長会に提案した問題です。治安維持の観点から、これは何とかしてもらいたいということでございます。

それともう一つ、これは今頃かと言われるかもしれませんが、学校がやはり夏、窓を開けたくないのです。震災後、扇風機を設置したのですが、やはりクーラーが必要との要望があります。気分的な問題が大きいと考えています。まだクーラーを整備していない市があるものですから、今からでもぜひ御支援願いたい。

私からは以上でございます。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

続きまして、杉山福島県議会議長からお願いします。

○杉山福島県議会議長 おはようございます。県議会議長の杉山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

福島復興再生特別措置法の改正に関しては、地元の意向を踏まえ、関係者が連携して推

進できる制度構築と財政面の支援が不可欠でありますから、しっかり対応をお願いしたいと思っております。

その上で、私からは、県議会の意見書等から、4点を申し上げたいと思っております。

1点目です。県議会として、この会議などで全基廃炉を求めてきましたが、第一義的には電気事業者の判断という回答であります。しかし、現在、東京電力は実質的に国の管理下にあり、国のエネルギー政策などもあって判断は難しいとしている状況であります。県議会は12月定例会において、全基廃炉を求める意見書を全会一致で可決させていただきました。全基廃炉は県民の大きな願いでもありますから、国の責任で早急に実現するよう、お願いをしたいと思っております。

2点目でございます。商工業の賠償は、実績が、事業者が実際に感じる被害額を大きく下回っている状況がございます。農林業の賠償では、県、関係団体の意向が反映されましたが、同様の問題も考えられます。復興・再生には損害が最後まで賠償されることが不可欠であります。被害の実態に見合った賠償を最後まで確実に行うよう、東京電力に対する指導、監督を強化していただきたいと思っております。

3点目でございます。県産農林水産物の多くの品目で市場から評価が戻らず、観光等についても回復していない状況があります。また、時間の経過とともに、予想以上の速度で風化が進んできております。風評払拭・風化防止のために環境回復、徹底した食品の検査、正確な情報・知識の普及についての取組を更に強化する必要があると思っております。財源の確保も含め、今以上に国を挙げて取り組んでいただきたいと思っております。

4点目、最後になりますけれども、去年は炉心溶融の公表遅れの問題、そして、冷却停止、注水停止及び建屋内の水漏れなどのトラブルが相次いで発生をいたしました。廃炉・汚染水対策の着実な進展を図るため、安全・安心が確保できる監視などの取組を進めること、また、炉心溶融の公表遅れについては、国において真相究明を行うことをお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

それでは、最後に、内堀福島県知事からお願い申し上げます。

○内堀福島県知事 ただ今、福島県側それぞれの立場から発言がありました。復興を前に進めたいという思いは、この場に出席する方々全員が同じ思いです。大臣を始め、国の皆さんには、各団体の意見を正面から真摯に受け止め、一歩でも福島復興を前に進めていただくよう、お力添えをいただきたいと思っております。

私から、5点お話をいたします。

1点目は、帰還困難区域の再生についてであります。「避難地域の復興は福島県の最重要課題」であります。

帰還困難区域の復興拠点制度について、市町村の思いを丁寧に聞き、区域認定に関して柔軟な運用を図るなど、生きた制度となるよう、大臣に特段の御配慮をお願いいたします。

除染、廃棄物処理についても復興拠点の整備に当たっては、関係市町村の実情に配慮し、除染や各種事業の実施に伴って発生する廃棄物の処理について、国が責任を持って対応するようお願いをいたします。また、復興拠点の整備計画の策定段階から、国として最大限の支援をお願いいたします。

2点目は、避難指示解除後の帰還環境整備についてであります。避難指示の解除は被災した市町村にとって復興のスタートラインであります。住民の円滑な帰還につながるよう、地域医療、地域公共交通の確保等の課題解決に向けて、国には県、市町村と一体となって取り組んでいただくよう、お願いをいたします。

また、今回、創設されます帰還環境整備推進法人制度の活用に向けた支援や東京電力のまちづくり会社による取組等への人的貢献を促進するために必要な支援をお願いいたします。

一方で、避難指示が出された市町村では、マンパワー不足が大きな課題となっております。これまでも、全国自治体から職員派遣をいただいておりますが、福島県では、岩手、宮城の2つの県に比べ、派遣数は少なく、特に浜通りの町村では、より限られている状況にあります。このため、全国の自治体から一層の職員派遣がいただけるよう、福島県としてもこれまで以上に努力をいたしますので、職員派遣スキームを担う総務省、復興庁、内閣府など、関係の省庁には一層の御協力をお願いいたします。

加えて、今回、法定化されます官民合同チームには、営農再開支援も含め、地域産業の復興による帰還環境整備の加速化をお願いいたします。

3点目は福島イノベーション・コースト構想についてであります。

今後は地元自治体である県として、企業、大学、研究機関、市町村等と一層連携をして、構想の具体化に取り組むため、推進体制の強化を検討してまいります。国には福島イノベーション・コースト構想の更なる推進に向けて総合的な支援をお願いいたします。

4点目は、福島特有の課題への対応についてであります。

今回、風評払拭への対応等について盛り込んでいただきました。特に福島県産農林水産物の風評払拭に向けては、県として現在の風評対策を強化して、生産から流通、消費に至るまでの総合的な対策に更に取り組んでまいります。国においても地元と緊密に連携をして流通実態調査に取り組んでいただくよう、お願いをいたします。

5点目は、福島復興再生基本方針についてであります。

特定復興再生拠点整備など、基本方針の変更が前提となる制度もあります。復興加速に向けて、改正法案を早期に決定をしていただくとともに、国会審議がなされた後には、地元の意見を丁寧に聞きながら、速やかに基本方針を変更していただくよう、改めてお願いをいたします。福島県としても、復興・再生に全力で取り組んでまいります。引き続き皆さんの御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○長沢復興副大臣 ありがとうございます。

様々な御意見を頂戴いたしました。

それでは、順次、国から回答を申し上げたいと思います。

まずは今村復興大臣からよろしく願い申し上げます。

○今村復興大臣 どうも皆さん、貴重な御意見、ありがとうございました。しっかりと承りました。いずれも大変重要な課題であると思っております。これまでもいろいろな形で予算あるいは制度の拡充に努めてまいりましたけれども、これからは、冒頭申しましたように、29年度の予算案、そして、税制改正法案、もう一つは福島復興再生特別措置法の改正法案の国会での成立があります。そういったものを絡めながら、皆様方の御要望にしっかりと応えていきたい、また、全力を尽くしていきたいということをまず冒頭、申し上げたいと思います。

その上で、今、知事からいただいた5つの御要望を中心に私からは回答させていただきます。

1つ目の帰還困難区域の再生についてでありますけれども、これは昨年12月20日に閣議決定しました原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針においても、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」という政府の決意を明記させていただいております。まずは可能などころから着実かつ段階的に帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでまいります。そして、また、復興拠点の整備計画につきましては、計画の策定段階から国もしっかり関与してまいります。

また、関連しますが、復興拠点の範囲につきましては、地域の事情に応じて適切に設定することとしておりますので、そういったことも含めて、計画の内容とともに、各市町村の方々とはよく相談をしてみたいと思います。それから、帰還困難区域の復興拠点における除染あるいは廃棄物処理についても、これは国として前面に立ってしっかりと対応してまいりたい決意であります。

次に、2点目ではありますが、避難指示解除後の帰還環境整備であります。これにつきましては、まず地域医療であります。被災地域における地域医療の再生支援のために29年度予算案にも236億を盛り込んでおります。ふたば医療センターを含む相双地域の医療機関の施設整備、運営費への支援、医師の育成や確保の支援など、厚生労働省と連携しまして、しっかりと取り組んでまいります。

地域の公共交通の確保についてであります。これまでも国土交通省と連携して地域の計画づくりや交通事業に対する助言等を行ってきていますが、12市町からの避難住民の皆さんの帰還を促進するために、新年度予算案から被災地のバス交通や乗り合いタクシー等の確保、維持の支援について、補助対象を拡大することで考えております。

それから、こういった環境整備の更なる推進には行政ももちろんであります。民間活力の活用も重要でありまして、例えば檜葉町では、一般社団法人ならはみらいと連携してまちづくりを推進しておられますが、他の市町村でもまちづくり会社の立ち上げが進んで

いると承知しております。このような取組を後押しするため、市町村がそのまちづくりのパートナーとして、帰還環境整備推進法人を指定できる制度を改正福島復興再生特別措置法に創設する方針であります。指定することによって法人は公的な位置付けが与えられるなど、官民一体のまちづくりを推進しやすい環境づくりができると思っております。

マンパワー不足への対応であります。これもなかなか難しい問題であります。職員派遣に関する経費につきましては、引き続き自治体の負担をゼロのようにしているほか、全国知事会等々でも私もこの派遣継続をお願いしております。引き続きこれからもいろいろなところと連携しながら人材確保に取り組んでいく決意でございます。

福島相双復興官民合同チームであります。これまで約4,400を超える事業者を訪問して、きめ細かな支援を実施してきております。営農再開につきましても、官民合同チーム営農再開グループが市町村を600回以上訪問して、地域農業の将来像の策定や将来像の実現に向けた取組を支援しております。これから本格化する地域産業の復興を加速化させるために、中核となる福島相双復興推進機構を福島復興再生特別措置法に位置付けて、国職員の同機構への派遣を可能とするなど、支援に向けた体制整備をしっかりと行ってまいります。

3番目、福島イノベーション・コースト構想、これも福島の復興を進めるに当たって非常に大事な構想でありまして、これからは地元の期待の高いこの構想を推進するために、関係省庁、地元、民間等々と緊密に連携しまして、拠点整備に加えまして、拠点を核とした産業集積、拠点周辺の環境整備、国際的な共同研究開発を行う方の来訪の促進に向けた取組を進めてまいります。また、これに係る法律上の特例措置を創設する方針であります。こういったことを、とにかく総合的にやっていくことで、構想の一層の推進、そして、具現化に取り組んでまいります。

福島特有の課題の対応であります。特に、風評被害であります。これにつきましては、国が県、そして、農業関係団体等とともに、風評被害の実態や施策の効果を継続的に検証するための協議会を検討しております。これにつきましては、予算面でも組んでおりまして、とにかく全力を挙げてやっていく。先ほどいろいろお話がありましたが、福島の皆さん方が一生懸命、汗水垂らして作られた本当においしい農産物だと思います。つい先日も、福島のうまいもの、みんなで食べようではないかというフェアもやりましたが大盛会でありました。ですから、本当に安全なのですよということをもっともっとPRしなければいけない。そして、それをまず隗より始めよと言いますが、もう一度改めて霞が関のいろいろな役所の食堂でありますとか、あるいは、東京電力などにももっと協力をお願いして、いろいろな取引先等にも、福島の農産物、水産物の応援をしてくれということも今、お願いをしているところであります。

そして、先般のフェアでも大手の量販店も来ておられまして、そういったところで、協力をしていただく大きな量販店等々、流通に関わる方には、復興庁としてもしっかりと応援しますよ、協力しないところにはもう知らないぞというぐらいのメリハリをつけたしっかりとした対応をやってまいりたいと思っております。



そして、もう一つ、これはきつい言い方になるかもしれませんが、皆さん、一生懸命作っておられるわけでありますから、それをやはり買いたたかれて良しとするのではなくて、賠償があるから良いやということはないと思いますが、そういうことではいけない。そのところの流通がどういようになっているのかということも今、農水省、あるいは他の省庁も含めて調査しようということも言っております。これについては、またいろいろ大きな課題が廃炉や除染についても出てくるし、いろいろな形で負担もお願いすることになりますので、やはり福島でもこうやってしっかり頑張っているのだということを、国民あるいは利用者の方々にもしっかり見せることも非常に大事なことでないかなと思っておりますので、これは特に力を入れてやっていきたいと思っております。

最後になりますが、福島復興再生基本方針も言うまでもなく、一番大事な総括的なことでありまして、特に福島復興再生特別措置法の改正法案、これを早期に成立させていただいて、そこでまたいろいろな問題点も出てくるかと思っておりますので、そういったことの対策も含めてしっかりと取り組んでまいります。

いずれにしろ、冒頭も申しましたように、とにかく安倍総理からもしっかりやってくれと言われておりますので、私もまなじりを決して取り組んでまいりたいと思っておりますので、また皆さん方の御指導、御協力等々をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○長沢復興副大臣 続きまして、世耕経済産業大臣からよろしくお願いします。

○世耕経済産業大臣 多数の御指摘、御要望をいただきました。ありがとうございました。順不同になりますが、少し一つ一つお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、知事、菅野村長、馬場町長からいただいた、帰還困難区域の再生についてであります。この帰還困難区域の復興につきましては、復興拠点の整備も含めて、復興庁、環境省を始め関係省庁と連携をしながら、経済産業省としても、これは我がこととしてよく県、市町村と御相談をしながら、柔軟に対応をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、知事、松本町長、菅野村長、菅野商工会議所理事から御要望いただきました、避難指示解除後の帰還環境の整備であります。

避難指示の解除はゴールではなくて、あくまでもスタートだという気持ちを持っております。避難指示解除後も特に菅野村長や松本町長から御要望のあった、子どもの生活環境整備ですとか、バス、交通機関、こういったことも含めて、生活支援等の帰還環境整備にしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますし、やはり帰還をしっかりと進めていくためには、生業がなければいけないわけでありますから、商工業者あるいは営農再開への支援、あるいは商工、農業、一緒になった事業の展開に対して、特に官民合同チームがきめ細やかに御相談に応じながら支援をさせていただきたいと思っております。

また、知事、馬場町長、菅野理事から御要望のありました福島イノベーション・コースト構想であります。立派な青写真は描けていますが、本当にこれから具体化をしていくの

が非常に重要だと思っています。財源確保はもちろんのこと、やはり企業の名前がしっかり出てこないという意味がないと思っています。今、世の中は第4次産業革命ということで、ロボットだとかドローンだとか自動走行、いろいろな話が出てきて、いろいろな企業がそれに対する取組を始めています。特にロボットテストフィールドをそういうところに積極的に使っていただくとか、そういうことも具体的に会社の名前を思い浮かべながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、馬場町長、杉山議長から御指摘をいただきました廃炉・汚染水対策でございます。これは、廃炉の実施をより確実なものとするため、今やっております国会に原賠・廃炉等支援機構法の改正法案を出させていただきました。しっかり東京電力に責任をとってもらえる体制を組める法律にさせていただきます。もちろん、国も前面に立ってやってまいります。

また、東京電力、一生懸命現場では頑張っていると思ひます。私も1Fの中も見えてまいりました。各社員、一生懸命頑張っているとは思ひますけれども、一方で、例えばこの間あった冷却機能の停止のときなども情報提供が十分に早いかというところはまだ改善すべき点があると思ひますので、そういったところはしっかりと東京電力を指導していききたいと思ひます。

また、杉山議長からいただきました炉心溶融の公表遅れ、これは本当にゆゆしい問題だと思ひしております。これからも真相究明、しっかりやっていかなければいけないと思ひます。これは東電と新潟県で合同検証委員会を持っておりまして、そこでまずしっかりと議論をしていききたいと思ひしております。

また、知事、杉山議長からいただきました全基廃炉でございます。福島第二原発については、福島県の皆さんの御心情を察すると、これまでに新規制基準への適合審査を申請している他の原発と同列に扱うことは難しいように思ひしております。ただし、この原発の扱いについては、まずは東京電力が地元の皆さんの声に真摯に向き合った上で、判断を行うべきだと思ひしております。

また、大橋会長、室井市長、杉山議長から御指摘がありました損害賠償の確実な実施であります。この損害賠償については、今後とも損害がある限り賠償するというのが我々の基本方針であります。適切な対応を行っていききたいと思ひますし、今後の対応方針を早期に提示するよう、東京電力を指導してまいりたいと思ひます。

また、年末に、民間の経営者、学者に入ってもらって、東電改革小委員会が報告書を出しております。ここでは、やはり東電が廃炉・賠償をしっかりと行っていけるように、東電の経営改革を行っていかねばいけない。年間5,000億円ほどのお金を捻出しなければいけないわけですから、そのためには、東電には、コストカットだけではなくて、例えばいろいろな火力発電の事業やその他の事業の統合とか共同運営とか、そういったことをしっかりやってもらって、こういう賠償にも対応できるような会社になってもらう必要がある、改革をしっかりと私どもも進めていききたいと思ひしております。もちろん、国は全面に立って

復興に取り組んでいきますけれども、東京電力もきちっと責任を果たせるように、いろいろな意味で人的、資金的な貢献をこれからも改革を進めながら求めていきたいと思っております。

風評被害に関しては、皆様から御指摘をいただきました。安倍政権は、一生懸命、今、海外に働きかけをまずやっております。安倍総理は、私、官房副長官時代、首脳会談、ずっと同行してはいましたが、相手が変な規制を掛けているところに対しては徹底的に首脳レベルで言っております。私も経済産業大臣になってからいろいろな国の大臣と会っていますけれども、必ず申し入れをさせていただいております。特に大きな消費地である台湾でございますが、台湾に関しては、私、いろいろありまして、行くわけにはいきません。APECの場でこの間、台湾の担当大臣をつかまえて強く申し入れておりますし、去年は局長を派遣して現地でも議論をさせていただいております。また、国内流通については、スーパー、小売は経済産業省の所管であります。社長たちとの業界団体との懇談会のときも強く申し入れておりますけれども、なお一段、具体的な問題があれば、個別に要請していくことも含めてしっかりやっていきたいと思っております。

加藤町長から、関西が駄目だという話でありました。私も関西選出でございますので、しっかり頑張りたいと思っております。

また、立谷市長からありました、ぜひ水産品の市場、これは観光の集客という意味でも、私の地元の和歌山でもそういうので非常にヒットしているところがありますので、これも経済産業省としてぜひ御協力をさせていただきたいと思っておりますし、あと、放射線、放射能の教育というお話がありました。経済産業省も今まではここまでは余り大丈夫ですよという広報はやってはいけないという感覚でしたのですが、私は正しい知識を持ってもらうことも非常に重要だと思っておりますし、今、特に経済産業省の若手を中心に、この原発とか放射線、放射能に関するきちっとした広報活動をもう少し見直してやっていこうということでやらせていただきたいと思います。

清水市長は太平洋島サミット、高く御評価。あれは私、官邸時代、結構スイートルームの数が少ないとかみんなネガティブな意見が大きいとき、絶対に福島でやるべきだということやらせていただきました。また再びもう一度開けるといふこと、すばらしいことだと思いますし、また、このサミットに向けて経済産業省として支援できること、しっかりやらせていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○長沢復興副大臣 それでは、続きまして、山本環境大臣からよろしく申し上げます。

○山本環境大臣 まず、遅参をいたしましたこと、お許しを願いたいと思っております。

その上で、除染や中間貯蔵施設関係を中心として、様々な御意見をいただきました、お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど馬場会長からいただきました御意見について、お答えを申し上げたいと思っております。中間貯蔵施設に係る用地交渉に当たっては、地権者の皆さんと信頼関係を築くことが最も大切であろうかと思っております。今年度は110名体制で用地習得に取り組んでおり、お陰

様で昨年12月末時点で580件、約250ヘクタールについて契約に至るなど、着実に進捗をいたしております。昨年11月には土壌貯蔵施設を着工したところであり、本年秋の貯蔵を目指し、整備を進めてまいります。今後も地権者の皆様から御理解と御協力を得られるよう、誠実に対応し、更なるコミュニケーションの構築に努めてまいりたいと思っております。

福島県外における最終処分の検討に当たっては、最終処分の対象となる物量等について、ある程度の見通しを立てる必要があると考えておまして、昨年4月に取りまとめた戦略及び工程表に沿って、県外最終処分の実現に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。地元の皆様とのお約束でございますので、政府一丸となって全力で取り組んでまいりたいと思っております。

また、内堀知事より御指摘のありました帰還困難区域の復興拠点における除染につきましては、昨年12月の閣議決定を踏まえて、福島復興再生特別措置法など所要の法整備がなされた上で、必要な役割を果たしてまいりたいと思っております。

また、帰還困難区域の廃棄物処理については、様々な復旧事業が既に進みつつあることもあり、これらの事業への支障とならないよう、国として前面に立ってしっかりと対応してまいりたいと思います。

今、申し上げた点も含めて、いただいた御意見は政府としてしっかり検討し、今後の施策にいかしてまいりたいと思っております。

最後になりますが、国としては、責任を持って除染・中間貯蔵施設の整備、指定廃棄物等の処理について適時適切な情報発信も行いつつ、引き続き全力を尽くしてまいりますので、福島の皆様の思いに寄り添って、誠心誠意、取り組んでまいりたいと思っております。今後とも皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、余談でございますけれども、先ほどから話を聞いておまして、私の地元も愛媛県の本当に片田舎でございます。皆様と若干事情は違うかもしれませんが、地方なればこそその同じ悩みをずっと抱えてきた地域でございます。医師不足も恒常的でございます。非常に悩んでおります。その中で、みんなが知恵を出しながら一つ一つ克服をしてきているのが現状でございます。その中で、先ほど漁港の活用という話がございました。私は自民党の水産のいわゆる責任者をやっておりました。私の地元で、いわゆる道の駅ではございますけれども、「八幡浜みなと」と称して年間100万人、お客さんが、非常にアクセスの悪いところにもかかわらずお見えになります。そういうところをぜひ参考にさせていただければいいなと思っております。

いろいろな意味において私は福島の皆さん方の気持ちになって仕事をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○長沢復興副大臣　ここで退室時間の都合がございまして、少し順序を変えさせていただきます。まず、ここで、総務大臣代理としてお越しの富樫総務大臣政務官からよろしくお願いいたします。

○富樫総務大臣政務官　それでは、お答えをさせていただきます。

まず、立谷福島県市長会代表から要望がございました財政措置につきましてではありますが、復興事業等に係る被災団体の負担については、震災復興特別交付税により必要な財政措置を講じていくなど、被災自治体の支援に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、内堀知事からの要望のマンパワーの話であります。東日本大震災の発災から6年近くが経過し、被災地方公共団体の復興事業は現時点で本格化しており、復興事業に従事する人材の確保が喫緊の課題となっていることは承知をしております。このため、平成28年1月6日に高市総務大臣から全国の都道府県知事及び市区町村長に対して書簡を発出し、職員派遣について、より一層の力強い協力をお願いしたところであります。

平成28年度の人材確保については、平成28年11月1日時点で、被災市町村全体で1,438人の派遣要請に対し、1,264人が確保されており、このうち福島県内の市町村については180人の派遣要請に対し、167人が確保されております。

また、昨年、12月7日には、平成29年度分として、全体で1,347人、うち福島県内の14市町村から196人の人材確保の要望を取りまとめ、全国の自治体に対して職員派遣の要請を行ったところであります。

総務省としては、引き続き、一日も早い被災地の復興に向けて、被災自治体の要望を伺いながら、職員派遣の働きかけ等を行ってまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

○長沢復興副大臣 それでは、続きまして、矢倉農林水産大臣政務官から、お願いします。

○矢倉農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官の矢倉です。

進行の関係上、順序を変えていただきました。感謝申し上げます。

就任以降、多くの自治体を回らせていただきまして、少人数の農業者の方を中心に懇談会を持たせていただきました。やはり生業の中心である農業の復興が復興の要であると思っております。しっかり頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

多くの御発言をいただきました風評払拭についての取組、こちらは福島県の農林水産業の再生のために大変に重要であると認識をいたしております。このため、生産から流通、販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援するため、平成29年度予算で福島県農林水産業再生総合事業を創設したことは御案内のとおりでございます。グローバルGAP等の支援や、放射性物質に関する検査結果の発信、また、今日、多くの方から御指摘をいただきました販売不振の実態と要因の調査、そして、市町村の販売促進活動等をしっかりと支援をしてまいりたいと思います。

このうち、放射性物質に関する検査につきましては、国際機関からもしっかりと対応しているという評価をいただいているところでございます。引き続き正確で分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、実態調査におきましては、復興大臣の御発言にもありましたように、地元と緊密

に連携をしてみたいと思います。諸外国の輸入規制につきましては、政府一丸となって撤廃、緩和を求めており、引き続きあらゆる機会を捉えてまいります。私も実感として、本当に全量全袋検査も含め、福島のものが一番安全であるということ、しっかり自覚もしているところであります。食品の安全性等の正確な情報発信を含め、粘り強い働きかけを行ってまいります。

営農再開に向けた支援につきましては、平成28年度第2次補正予算で被災12市町村において営農再開に必要な機械施設や家畜の導入等の支援を措置いたしました。従来からございます機械施設の無償リース支援事業とともに、営農再開の取組に活用していただきたいと考えております。

官民合同チームにおきましては、今までも積極的に参加をいたしてまいりましたが、今後もしっかりと関係省庁と連携、相談しながら、体制強化について検討してまいりたいと思います。

最後に、立谷市長から御発言もいただきました、漁港での直販への支援でございます。農産物等戦略的販売促進事業、こちらで対応可能なものもあると思いますので、ぜひ具体的に御相談をいただければと思います。

さらにイノシシ等、鳥獣ハンター養成の練習場の整備でございます。鳥獣被害防止対策の中で対応可能であると考えております。御相談をいただければと思っております。

ともに寄り添う思いでしっかり頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○長沢復興副大臣 続きます、橘復興副大臣からよろしくお願ひします。

○橘復興副大臣 私からも手短になります、6点、お答えをさせていただきます。

最初に、復興庁における風評の取組でありますけれども、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催しております、昨年10月に今村復興大臣から今日お話のあったような取組の一層の強化を関係省庁に指示をしたところであります。早期に次回を開催し、フォローアップを行ってまいります。

また、農産物被害、教育旅行の回復あるいは各国大使館への働きかけにも取り組んでおり、今後とも福島県の皆様方と連携をしながら、政府一体となって国内外の風評の払拭に具体的な取組を通じて全力を尽くしてまいります。

続きます、商工会議所連合会の菅野理事から、商工会等の復興支援員配置支援についての御要望でございます。このことにつきましては、被災された方々の一時的な雇用の場を確保するための原子力災害対応雇用支援事業の内数で実施をしており、29年度予算案でも引き続き措置したところであります。また、同じく幹線道路やJR常磐線の早期整備についても御意見をいただきましたけれども、相馬福島道路につきましては、全長45キロメートルのうち、約43キロメートルの開通見通しが明らかとなっており、3月26日、阿武隈東道路が開通予定であります。引き続き予算の確保に努め、早期供用に向けて取り組んでまいります。JR常磐線につきましても31年度末までの全線開通に向け、関係者と緊密に連携

してまいります。

4点目であります。馬場浪江町長から、復興のステージに応じた支援についての御意見を賜りました。御指摘のように、各自治体によって復興に向けたステージは異なっております。帰還困難区域あるいは既に解除された区域、また今年の春の解除が決定あるいは目指されている地域によりまして、それぞれ本格復興に向けて商業、医療・介護あるいは子どもたちの教育など、様々な生活環境の整備がそれぞれに重要であろうと思っております。引き続き各地域の状況をまたお伺いをさせていただいて、それぞれの状況に合わせて適切に御支援申し上げたいと思っております。

また、松本檜葉町長から、帰還に向けた取組の拡充についての意見をいただき、特にその中で住民の安心・安全対策のお話がありました。昨年12月の改訂基本指針におきましても、住民の帰還に向けてその対策等を拡充することとしておりまして、支援を行ってまいります。

最後であります。放射線に関する正しい知識の普及ということで、立谷相馬市長から御意見いただいております。このことについて、復興庁では、平成26年2月に、「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」を取りまとめ、その後もフォローアップ会合を逐次開催してまいっております。今後とも放射線に対する正しい理解が全国的に進むように、関係省庁と連携をしながらしっかりと対応してまいります。

以上でございます。

○長沢復興副大臣 続きます、伊藤環境副大臣からお願いします。

○伊藤環境副大臣 環境副大臣の伊藤でございます。

それぞれの地域を代表する首長の皆様方から、環境省の今後の求められます対応につきましても様々御意見を賜りまして、ありがとうございます。

ただ今、山本環境大臣からお話をさせていただきましたことを念頭に、無論、基本の姿勢は被災地の皆様方に寄り添って福島復興・再生に向けて全力を尽くしていく所存でございます。先ほど、立谷会長からいただきました御意見について、少しお答えをさせていただきたいと存じます。

除染廃棄物のうち、燃やすことのできます草でございますとか枝葉などにつきましては、できる限り活用可能な焼却施設に搬出をいたしまして、減容化を図らせていただいているところでございます。また、福島県内の農林業系の廃棄物につきましても、仮設焼却施設による減容化処理や既存の施設を活用させていただきまして、処理が進んでいるところでございます。昨年7月に減容化事業の実施決定によりまして、ほぼ減容化処理等の見通しが立ったところでございますが、この間、実は相馬市あるいは新地町の例えばシイタケのほだぎの処理でございますとか、こうしたことでいろいろと御迷惑をお掛けしたようでございますので、今後につきましては、こうしたことのないように、また誠意を持って対応させていただきたいと思っております。

残りの農林業系の廃棄物につきましても、市町村長による処理が進められるように環境

省といたしましては、技術的にも財政的にもしっかりと支援をさせていただき所存でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

併せて少し御報告を申し上げておきたいことは、先般の中間貯蔵施設、いろいろ始まってまいりましたが、いよいよフレコンバッグを積んだトラックが頻繁に入るようになります。これをいかに安全に実施をしていくということについては、極めて重要な課題と承知をいたしております、私どもといたしましては、県の皆さんとしっかりと協力をさせていただきながら、安全にきちっと実施ができますよう、精一杯の努力してまいりたいと考えておりますので、併せてよろしくお願いを申し上げたいと思います。

今後も確かな信頼の関係の下に、福島復興に私ども環境省を挙げて取り組んでまいりますので、引き続きましてよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○長沢復興副大臣 続きまして、高木現地対策本部長からよろしくお願ひします。

○高木原子力災害現地対策本部長 私から、まず知事のおっしゃったマンパワーの問題、先ほど総務大臣政務官がお話になりまして、総務省を挙げてやっていたいのですけれども、実態はなかなか厳しくて、特に浪江、富岡、これからいよいよ解除を目指して、二重生活になります。自治体が、例えば浪江町だと二本松市に今の仮役場を置いたまま浪江本庁舎に戻ると職員は2倍必要なわけで、そういった部分から言うと、全面的に応援しなければいけないというように認識をしています。総務省とまた更に連携をとりたいのですが、私も23区の特別区長会にお邪魔をいたしまして、23区の区長にその実態をお話し申し上げました。また、県の課長さんと一緒に、区長さんとずっとお話をしたのですけれども、中には、もう既に宮城に5人出していますとか、岩手に8人出していますだとか、そうなってくると、更にプラスアルファというのはきついというのが現状で、さらに熊本にも今、派遣を出し始めましたとか、こういう実態があるのをもう少し国もしっかり把握をしてやらなければいけないと思いました。

さらに言えば、毎年、高市総務大臣から、文書を発出していただいているのですが、やはり一人一人、体力のある自治体にお願いをしなければ、絶対に人は派遣されないなど感じておりますので、これは総務省、復興庁、連携を密にしながら、現地対策本部としても各自治体の職員がかなり精神的にも6年目に入って参っておりますので、そういった部分ではマンパワーについては、県とも連携をとりながらしっかりとやっていきたいと思っています。

もう一つ、馬場浪江町長からお話があった、地元の産業との連携というお話をいただきました。実は2月に被災地の商工会の会長に集まってお話しまして、福島イノベーション・コースト構想はこういうものです。例えばロボットテストフィールドでドローンはこの形で、先ほど経済産業大臣が社名を明確にしてと言いましたけれども、そういうような中で説明をさせていただきます。今、8,000の事業者が被災されて避難しましたけれども、その中で例えば製造業をやっている、こういう部品を作る、そういう話の方々、しっかりこういう方にアプローチをして、3月にシンポジウムを福島イノベーション・コー



スト構想についてもやらせていただきます。そういう部分では、その被災をしてこれから事業再生をする業者の皆様方が福島イノベーション・コースト構想でしっかりと仕事ができるようにする。これも大きな目的でございますので、そのところは国もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に広報の問題で、風評被害ですが、外国人向けの英語版の90秒動画を作って、今、JAL、ANAの飛行機の中で流れるのと、あと空港、主要ホテル客室テレビに、又はバスなどにやって、今の実態はこうですよというのをわずか90秒ですが伝えています。それと同時に、今度は日本語版を去年も作りましたが、1Fの現状とこの復興の状況について、まとめた映像を作ります。これをできれば各県または自治体を含めてあらゆるところで見ていただかないと、いわゆるマスコミで流れている1Fの状況を踏まえて、中に入っていたいている方は良いのですけれども、後ろにいる方も全員1Fの現状、今、中に入っていないと思います。そういう部分ではそういうのも職員の皆様が見ていただいて、しっかりと認識をして、福島県全体で、そして全国でこの福島の実態をしっかりと伝え切っていきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

○長沢復興副大臣 最後に私から回答を申し上げます。

私からは、いただいた御要望の中で、特に医療関係と教育関係を中心にお答えさせていただきます。

馬場町長、清水市長、立谷市長から医療の再生について御意見をいただきました。29年度予算案には、地域医療再生基金236億円を盛り込んでおくことを先ほど御報告をしておりますけれども、これは医療従事者の確保を始めとした浜通りにおける地域医療の再生支援を使って実施していきます。その中で、特にいわき市、相馬市等の避難指示区域以外の地域についても医師確保のための先ほど話もありました寄附講座の設置や看護職員の就労環境の整備などにこの基金を活用していただけることとしております。

また、これまでいわき市の休日夜間急病診療所あるいは周産期母子医療センターの運営費も支援させていただいております。

高野病院に関しては、福島県立医大や地域の医療関係者の皆様の御努力により、3月末までは診療確保についておおむねめどが立ってきているところでございます。引き続きそれ以降のことについても福島県や厚生労働省とも連携をして、地域医療で支障が生じないよう対応してまいりたいと思っております。

菅野村長、馬場村長から、教育環境の整備について御意見がございました。被災地の復興を進めるためには、復興や地域づくりを担う若者を育てていくことは大変重要であります。双葉郡においては、地域ならではの特色、魅力あふれる教育環境の整備が目標として進められております。復興庁として、各市町村が実施する学校再開、特色ある教育環境の整備に対して、教職員の加配、ふるさと創造学の振興、施設整備への支援を行っているところです。先ほど話のありました足の確保の問題につきましても、地域公共交通をしっかりとやっていく方針の下で御相談をさせていただきたいと思っております。

また、ふたば未来学園について、31年4月の中高一貫教育の開始に向けて、26年度より施設整備等の経費を国により賄っております。次代を担う子どもたちの育成に向け、文部科学省や福島県と協力し、市町村の考えをしっかりと伺いしながら、復興庁としても引き続き全力で支援してまいります。

菅野村長から、被災市町村に権限を与え、復興予算を柔軟に運用してほしいとの御要望をいただきました。住民の方々の帰還に向けた動きが本格化していく中で、様々な支援ニーズが出てきております。個別の案件に応じて柔軟な対応ができるよう、関係省庁ともよく相談して知恵を絞ってまいります。

避難指示解除後の財政支援の継続について、御意見ございました。避難指示の解除はあくまでも復興の第一歩であると認識しております。帰還に向けた環境整備を更に加速し、避難指示解除後も政府一丸となって全力で復興に取り組んでいく所存です。

それから、ウルトラ警察隊のお話もありました。警察庁、総務省とも相談をして、平成32年度までは福島県警の必要な定員の要求をすることとなっていると聞いております。

その他、様々な御要望がございました。お答えできなかった御要望につきましても、今後、関係省庁とよく連携をして検討してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。時間が押しまして大変申し訳ございません。

それでは、最後に、今村復興大臣より締めくくりの御挨拶を申し上げます。

○今村復興大臣 本日は、皆様方から貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

まだまだ検討する課題はたくさんございますが、これからもしっかりと取り組んでまいります。特に総括しますと、1つにはしっかり守りを固める、足元を固める。これは除染でありますとか生活環境の整備でありますとかインフラの整備ということになるかと思えます。これはしっかりやっております。もう一つは、守るだけではなくて攻めということもありまして、これは新しい産業の育成、そして風評被害の払拭等々にしっかりと取り組んでまいります。よろしく願います。

もう一つは、意見も聞くことも大事だと思いますが、論より実行ということで、いろいろやったらどうだ、そういうことも直ちに実行していくということ、ぜひ私もしっかり指示をして進めさせていただきたいと思っております。そして、その上で予算もしっかりととっており、ソフト部門はかなり充実をしております。問題は、これを額だけとったから良いというのではなくて、やはり柔軟に使う。つまり、お金をいかして使わないと意味がないので、今日いただいた話もしっかりと徹底をして、皆さん方がこれは良いとなるように、とにかくやっていきたいなと思っております。

今日は観光の話などが余り出なかったような気がしますが、特に今、観光復興元年ということで、お陰様で外国人観光客の皆さんも一昨年と比べると随分増えてまいりました。今年4月から東北観光推進機構も法人化して一気にやっという事で進めておりますし、この間、観光業界の新年会でもしっかりとお願いをして、応援しますよというこ

とも言ってきた次第であります。

それから、御存じかと思いますが、内村航平氏も復興応援大使ということでお願いしたら快く引き受けてくれまして、いろいろな意味でまた力を貸してもらいたいと思っております。

最後になりますが、とにかく今年は正に反転攻勢、加速化をして、ぐっと攻め上っていいのではないかということでもあります。アメリカの大統領はアメリカ第一と言っておりますし、偉大なアメリカの復興をと言っております。それをまねして言うと、「Fukushima First、福島第一」。そして、福島を更にしっかり復活させようということで、「Make Fukushima Great Again」ということで、トランプ大統領に負けないように私も頑張りますから、一つ皆さんよろしく申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。

○長沢復興副大臣　ありがとうございました。

本日の会議資料については、全て公表とし、また議事については、構成員の御確認をいただいた上で復興庁ホームページにおいて速やかに公表させていただきます。会議の内容については、この後のぶら下がり記者会見において、今村復興大臣からブリーフィングを行います。

本日の会議はこれで終了させていただきます。大変にありがとうございました。